

看板のルールが変わりました

平成30年3月に、看板のルールを定めた**香川県屋外広告物条例**が改正され、**看板の点検義務**など新たなルールが制度化されました。

看板のルールとは何ですか？

屋外で看板を設置するには原則として知事の**許可が必要**です。

また、設置した**看板を適切に管理し、安全かつ良好な状態に保持**することや、許可期間が満了した看板を除却することは設置者の義務です。

これらの義務に違反すると行政の指導を受けたり、罰則が適用される場合があります。

どうしてルールがあるのですか？

良好な景観を形成し、風致を維持するとともに、**公衆に対する危害を防止**する必要があるからです。

特に、屋外で雨、風など厳しい自然環境にさらされ続ける看板は、見かけは問題なくとも老朽化していきます。そのため、**適切に管理されていないと、飛散・落下・倒壊などの事故を発生させるおそれ**があります。

何が変わったのですか？

- 簡易なものを除き、**全ての看板の劣化の状況を点検**することが義務付けられました。**地上から上端までの高さが4mを超える看板は、資格を持った人が点検を行う**必要があります。
- 許可を受けた看板は、**更新の許可申請の際に、点検の結果を報告**することが義務付けられました。

いつから新しいルールが始まるのですか？

点検の義務化は平成30年3月23日から始まっています。**点検結果の報告義務は、平成30年10月1日から適用**となります。

※ 詳しくは、最寄りの県土木事務所（小豆総合事務所）までお問い合わせください。

※ 高松市内については、高松市屋外広告物条例が適用されます。
問い合わせ先：高松市都市計画課（TEL 087-839-2455）

看板広告主の皆様へのお願い

定期的に看板の安全点検を行ってください。

- 屋外に設置する看板の広告主は、看板が公衆に対し危害を及ぼすことがないように、必要な措置を講じなければなりません。
- 簡易なものを除き、全ての看板について劣化の状況を点検することが義務付けられました。
- お店（会社）の敷地内にある看板で、一定の基準に合致し、許可不要なものについても、点検は実施しなければなりません。
- 許可を受けた看板の更新許可を申請する場合、申請前3ヶ月以内に安全点検を実施し、点検の結果を報告しなければなりません。

資格を持つ人の点検を受ける必要があります。

- 地上から看板の上端までの高さが4mを超えるものについては、一定の資格を有する者*が点検しなければなりません。

*屋外広告士、1級・2級建築士、建築物調査員、第1種・第2種電気工事士、（一社）日本屋外広告業団体連合会及び（公社）日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習の修了者

上記の方をお探しの場合、県内では下記団体に相談していただくことができます。
香川県屋外広告美術協同組合Tel：087-851-7530

看板の落下事故は会社やお店の信用も落とします！

危険な兆候を点検する

早期発見が事故を防ぎます

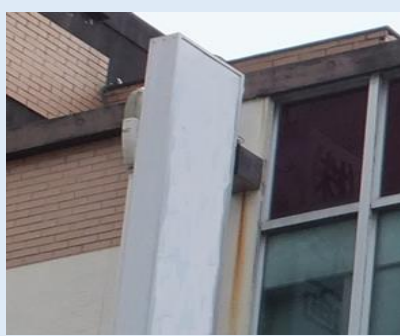
サビ

鉄骨やボルトのサビは、破損の前兆



汚れ

サビ汁がたれていたら、内部が腐食しているかも



ズレ・はく離

盤面のズレや取付具の欠落は落下の前触れ



香川県屋外広告物条例に関する問い合わせ先

香川県土木部都市計画課 総務・管理グループ 屋外広告物担当

TEL 087-832-3559

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/toshikei/okugai/kfvn.html>

